特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	老人福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

湯前町は、老人福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

湯前町長

公表日

平成27年6月10日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

連絡先

1 労理情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	老人福祉に関する事務					
②事務の概要	【事務の概要】 老人福祉法に基づき、65歳以上の者であって環境上の理由、経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを養護老人ホームに入所させ、又は、市町村以外のものの設置する養護老人ホームに入所を委託する等の措置、費用の徴収等に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①養護老人ホーム等の入所事務にかかわる受付・審査・決定通知等発行 ②養護老人ホーム等の負担額にかかわる徴収事務 ③養護老人ホーム等の措置費にかかわる確認支払い事務 ④命のバトンの設置と管理にかかわる事務 ⑤緊急通報システムの設置と管理にかかわる事務 なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。					
③システムの名称	老人保健システム					
2. 特定個人情報ファイル	名					
老人福祉ファイル、措置台帳						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 41項 平成26年内閣府·総務省令第5号第32条					
4. 情報提供ネットワークシ	レステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】行わない 【情報照会】61,62項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	湯前町役場 保健福祉課					
②所属長	保健福祉課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	湯前町役場 総務課 熊本県球磨郡湯前町1989-1 0966-43-4111					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					

湯前町役場 保健福祉課 熊本県球磨郡湯前町1989-1 0966-43-4111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		平成27年3月31日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		平成27年3月31日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明